

空き家のかたづけを支援します！

たつの市空き家家財道具等撤去費支援事業

空き家の利活用の促進、たつの市への移住、定住を図るため、空き家バンク登録物件が成約した場合に、空き家に残存する家財道具等の処分費用の一部を助成します。



■対象物件

たつの市空き家バンク制度に登録し、空き家バンク制度を介して売買契約又は賃貸借契約が成立した空き家等

■対象者

たつの市空き家バンク制度に登録している物件の所有者等又は購入者等

■対象経費

当該物件に残存する家財道具などの処分・搬出に要する経費

※ハウスクリーニング等の経費は対象となりません。事前にご相談ください。

※交付決定前に片付けを行った場合は、補助対象となりません。

■補助金額

対象経費の2分の1以内（上限10万円）

■申請書類（片付け着手前にあらかじめ交付申請が必要です。）

- 1 空き家家財道具等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 事業計画書（様式第2号）
- 3 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 4 片付け費用に係る見積書の写し
- 5 撤去前の家財道具等の状況が分かる写真
- 6 納税証明書
- 7 家財道具等撤去に係る所有者等の同意書（購入者等が撤去する場合に限る。）



お問合せ・申請先：たつの市都市政策部まちづくり推進課

電話番号：0791-64-3033 / FAX：0791-63-2594

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

※空き家に関するご相談についてもお気軽にお問合せください。